

協定区域	西区榎野台6丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1998年7月16日
	面積	51,926.20 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2008年7月16日 更新 2018年7月13日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2018年7月13日～2028年7月12日 (10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区域は、本協定締結時における現況宅地の区画とし、これを変更してはならない。
- (2) 建築物の敷地の地盤面の高さは、本協定締結時における現況地盤面の高さを超えないものとする。
- (3) 建築物は、1区画につき1戸建ての専用住宅又は建築基準法施行令第130条の3第1号(事務所兼用)、第6号(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設兼用)及び第7号(美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房兼用)に規定する兼用住宅とする。ただし、事務所兼用住宅については、人の出入り及び車の寄り付きの少ない業種のもの、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設兼用住宅については、会社経営による大規模なものでなく、個人経営程度のごく小規模なものでなければならない。また、音楽を教授する教室については、防音装置を十分に施したものでなければならない。
- (4) 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類するものは、権利者にかかわるもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。ただし、その場合にあっては、必要最小限のものとし、周囲と調和するよう努めなければならない。
- (5) 歩道、緑道に接する側には、車庫の出入り口を設置してはならない。
- (6) 2段式の車庫やその他の設置物を隣地境界線から1m未満に設置する場合は、車庫やその他設置物側の隣地区画の土地の所有者等の了解を得るよう努めなければならない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

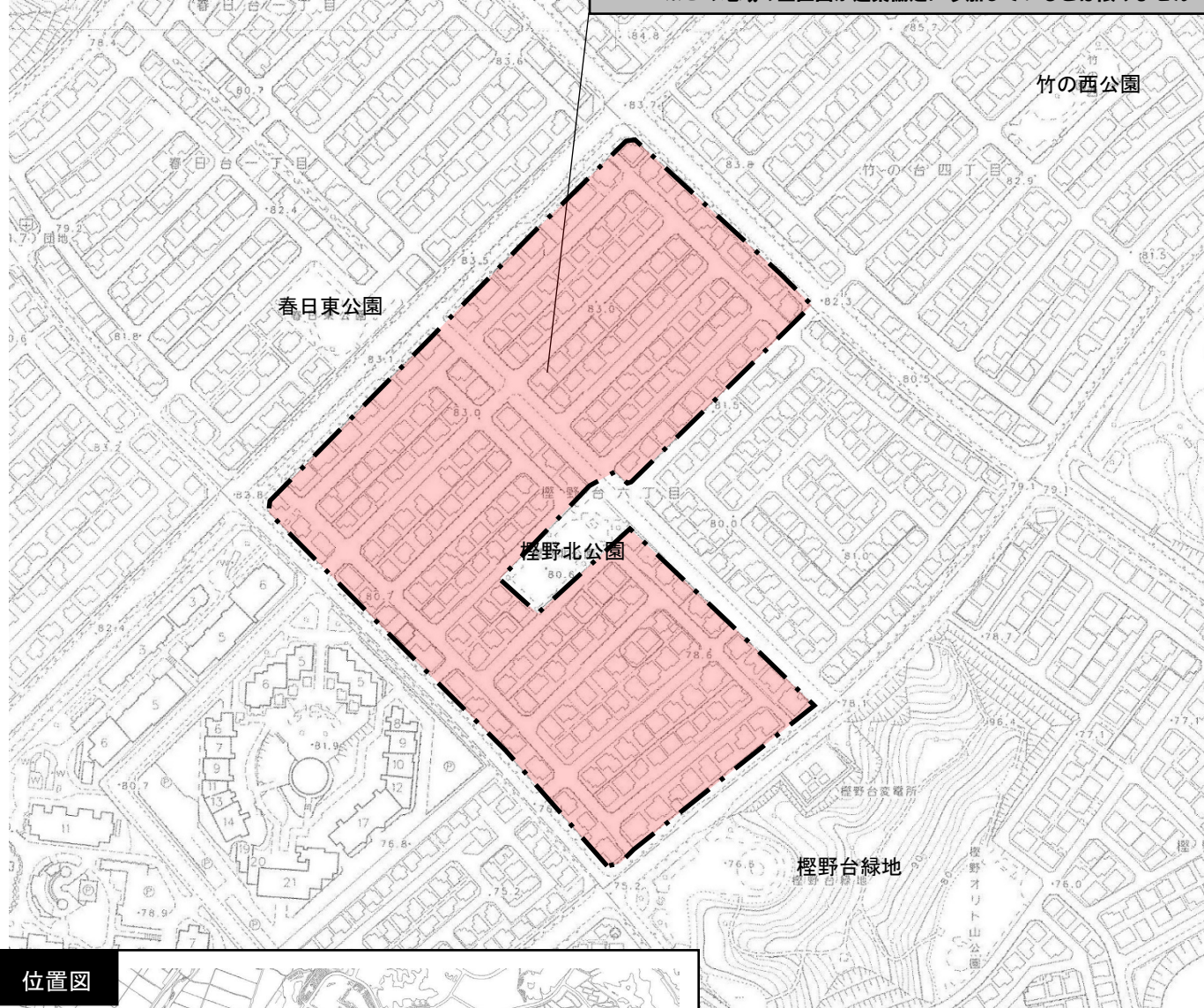
<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

87

榎野台6丁目地区

87 榎野台6丁目地区建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

